

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可・確認（利用定員の設定）について

1. 認可・確認（利用定員の設定）について

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の制定に伴い、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が創設された。
- ・児童福祉法において、乳児等通園支援事業は市の認可事業とされ、国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市の認可を受ける必要がある。
- ・子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」が規定（令和8年4月施行）され、給付を受けるためには、認可とは別に、給付の対象事業者として適当な者であることの確認を受ける必要がある。
- ・審査基準に適合した事業者について、認可及び確認（利用定員の設定）を行う。

【主な審査内容】設備、職員配置・勤務体制、経済的基礎、法人役員・幹部職員の社会的信望・知識経験、欠格事由、利用定員、運営上の重要事項（利用者負担、非常災害対策、安全管理・事故防止等）等

	認可	確認（利用定員の設定）
根拠	児童福祉法 （乳児等通園支援事業）	子ども・子育て支援法 （乳児等のための支援給付）
審査基準	・児童福祉法 第34条の15第3項 ・日野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、施行規則	・日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、施行規則

2. 認可・確認（利用定員の設定）を行う事業所について

① 施設類型別（令和8年5月時点）※12施設のうち私立幼稚園2園：令和8年5月より事業開始

施設類型	施設数	実施区分		歳児別の受入施設数		
		一般型	余裕活用型	0歳児	1歳児	2歳児
(私立)保育所	6	5	1	5	3	2
(私立)認定こども園	2	2	0	0	1	2
(私立)幼稚園	4	4		0	0	4
合計	12	11	1	5	4	8

② 必要整備量の確保状況

	必要整備量 （受入時間数/月）	確保量 令和8年5月時点	達成度
0歳児	344	310	90.1%
1歳児	557.6	500	89.7%
2歳児	2,270.4	1,948	85.8%